

## 2 各種手当と支援制度

※金額は令和5年4月現在のものです。

### 児童手当

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育する方に支給します。  
(令和4年6月から所得上限が創設されました。)

#### 給付内容

対象児童の区分		月額（児童一人あたり）
3歳未満		15,000円
3歳以上小学生修了前	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
請求者の所得が所得制限以上である場合（特例給付）		5,000円
請求者の所得が所得制限以上である場合		0円

※年3回（6月、10月、2月）支給

**所得制限について** 令和4年6月1日より児童手当法規則の一部が改正しました。  
改正後の内容・所得限度額につきましては市HPにてご確認ください。

**申請書類** 申請書（認定請求書）、申請者の健康保険証、申請者名義の預金通帳、  
個人番号カードまたは個人番号通知カード

※公務員の方は勤務先で申請手続きをしてください。

### 福祉医療費給付

満18歳年度末までの児童は、医療費の自己負担額が1レセプトにつき500円に軽減されます。  
その他の方は、窓口で支払った医療費から500円を差し引いた金額が口座へ振り込まれます。

対象者	摘 用	所得制限
児 童	満18歳に達する日以降の最初の3月31日 までの児童	な し
障がい者	身障手帳1～3級 療育手帳A1～B2 精神1～3級（但し、3級所持者は通院のみ対象）	特別障害者手当準用 （但し、年度末年齢が18歳 までの「障がい者」はなし）
母子家庭の母子	満18歳未満の児童を扶養している母及びその児童	児童扶養手当準用
父子家庭の父子	満18歳未満の児童を扶養している父及びその児童	児童扶養手当準用

**申請書類** 福祉医療受給資格認定申請書、印鑑、申請者及び対象者の健康保険証、預金通帳、個人番号カードまたは個人番号通知カード、資格取得にかかわる手帳

申請先及び問い合わせ先 **総合福祉センター 福祉課 福祉推進係 TEL 64-8888**

## 育成医療費給付

①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。） ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい等を除去または軽減する手術等についての医療費を給付します。

申請先及び問い合わせ先 子どもサポートセンター（子ども家庭支援課） TEL 71-0450

## 未熟児養育医療給付

出生時体重 2,000 g 以下など、未熟な状態で出生、または医師が入院養育が必要と認めた乳児に対して医療費の一部を市で負担します。

申請先及び問い合わせ先 総合福祉センター 健康保健課 保健係 TEL 64-8882

## 小児慢性特定疾病医療費の給付

18歳未満（一部 20歳未満）で、次のような慢性の特定の病気にかかっている児童の保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。

①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性心疾患 ④内分泌疾患 ⑤膠原病 ⑥糖尿病 ⑦先天性代謝異常 ⑧血液疾患 ⑨免疫疾患 ⑩神経筋疾患 ⑪慢性消化器疾患 ⑫染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑬皮膚疾患

申請先及び問い合わせ先 上田保健福祉事務所（上田保健所） TEL 25-7149

## 児童扶養手当 ※金額は令和5年3月現在のものです。

父母の離婚等の理由により、父または母と生計を別にしている 18歳到達の年度末までの児童（重・中度の心身障がい児の場合は 20歳）を監護している父・母、または父・母に代わって養育をしている方に支給します。[所得制限あり]

**給付月額**

児童1人目	44,140円～10,410円	（所得による）
児童2人目	10,420円～5,210円	の加算（所得による）
児童3人目以降	6,250円～3,130円	の加算（所得による）

奇数月（年6回）に給付されます。

**申請書類** 認定請求書、申請者と子の健康保険証、申請者名義の預金通帳、個人番号カードまたは個人番号通知カード、戸籍謄本、年金手帳、その他必要な書類等

申請先及び問い合わせ先 総合福祉センター 福祉課 福祉推進係 TEL 64-8888

## その他の母子父子福祉事業

母子父子家庭の皆さんを支援するため、次のような事業を行っています。詳しくは、総合福祉センター福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884 へお問い合わせください。

名 称	内 容
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	修学資金・就学支度資金等の貸付を行います。ご希望の方はご相談ください。※個々の事情により貸付ができない場合もあります。
母子生活支援施設	生活上の様々な問題のため、子供の養育が十分にできない母子が利用できます。利用条件・制限等がありますので事前にご相談が必要です。
自立支援教育訓練給付金事業 及び 高等職業訓練促進給付金事業	スキルアップを目指し、指定の養成機関、講座を受講する場合の学費等の給付が受けられる制度です。事前の申請が必要となりますのでご相談ください。

申請先及び問い合わせ先 総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884

## 特別児童扶養手当

心身に障がいのある満20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給します。  
[所得制限あり]

**給付内容** 1級 月額 53,700円（令和5年4月～）  
2級 月額 35,760円（令和5年4月～）  
年3回（4月、8月、12月）支給

**申請書類** 認定請求書、印鑑、所定の診断書、申請者名義の預金通帳、個人番号カード  
または個人番号通知カード、戸籍謄本、その他必要な書類等

申請先及び問い合わせ先 子どもサポートセンター（子ども家庭支援課）TEL 71-0450



## 家庭介護者慰労給付金

重度心身障がい児(者)と同居し、6ヶ月以上介護している方に対し、介護慰労金を給付します。

**支給対象者** 市内に住所を有し、特別障害者手当・障害児福祉手当の支給要件に該当する方、または、これと同等以上の障がいをもつ在宅の3歳以上65歳未満の方を、11月1日を基準日とし、その前1年間に6ヶ月以上重度心身障がい児(者)と同居し介護していた方です。

**給付金額** 給付金の額は、重度心身障がい児(者)1人について  
・介護期間が6ヶ月以上 50,000円

**申請先及び問い合わせ先** 総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884

## 重度心身障害児年金給付

重度心身障がい児の方に、障がい児年金を支給することにより、その児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

**対象者** 特別児童扶養手当受給者または身体障害程度1級から3級までの障がいを持っている20歳未満の方。

**年金支給額** 年金額は、重度心身障がい児1人につき、25,000円です。(年1回)

**申請先及び問い合わせ先** 子どもサポートセンター(子ども家庭支援課) TEL 71-0450

## 障害児福祉手当

20歳未満の児童で心身に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給します。(施設入所児は除く)[所得制限あり]

**支給内容** 月額 15,220円(令和5年度)  
年4回(5月、8月、11月、2月)支給

**申請書類** 認定請求書、住民票謄本、診断書、身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、本人(対象児童)名義の預金通帳、所得状況届

**申請先及び問い合わせ先** 総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884

## 養育支援訪問事業

子どもの養育について支援が必要な家庭に、訪問による育児・家事の援助等を実施し、家庭における安定した子どもの養育を図ります。

### 事業の内容

- (1) 妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状況にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により子どもの養育が難しい場合や、経済的及び社会的な事由により保護者が不在となる場合等において、短期間（原則7日以内）の間、児童養護施設等で子どもをお預かりする事業です。

以下の事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に利用できます。

- ・ 保護者が疾病に罹患している、あるいは負傷している場合
- ・ 保護者が妊娠中である場合、あるいは産後間もない場合等

### 対象者について

中学3年生までの子どもが利用可能です。

### 利用料について

世帯状況、子どもの年齢によって利用料が異なります。

### 短期支援を行う施設について

東御市近隣の児童養護施設、あるいは乳児院をご紹介します。



申請先及び問い合わせ先

子どもサポートセンター（子ども家庭支援課）

TEL 71-0450

## 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、出産後の養育について不安を抱える妊婦さんのご家庭を対象に、訪問支援員がお伺いして家事・育児等の支援する事業です。

具体的にはどんなサービスがあるの？

- ★ 調理、掃除、洗濯、買い物の代行などの家事支援
- ★ 授乳や食事の世話、おむつ交換・排泄介助、衣服の着脱などの育児支援
- ★ 子どもの送迎、子育て支援に関する情報提供や助言などの支援

対象者について

保護者の養育を支援することが特に必要な子育て家庭、支援が必要な妊産婦のいる家庭

利用日・利用時間について

月曜日から金曜日、午前6時から午後6時まで

※ 特に必要と認められる場合、訪問支援員が実施可能であれば土・日も対応しています。

利用料について

世帯の状況によって利用料が異なります。

※ 市は国の基準を上回る利用者負担軽減を行っています。

申請先及び問い合わせ先 子どもサポートセンター（子ども家庭支援課）TEL 71-0450